

# 札幌市入院者訪問支援事業の 実践状況について



R6. 9.10 (月) 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部 障がい福祉課

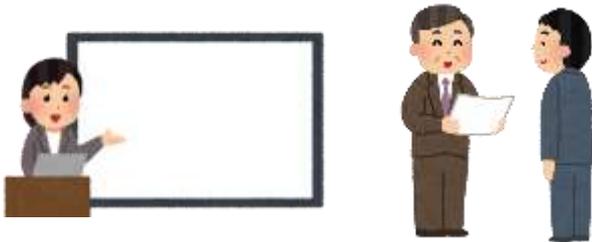
# 札幌市入院者訪問支援事業の概略

## 事業の趣旨等

- 精神保健福祉法の改正により、R6.4月より「入院者訪問支援事業」（都道府県・指定都市の任意事業）が新設。
- 精神科入院患者の孤独感の解消等を主な目的として、訪問支援員が面会交流を実施。
- 主な対象者は、特に医療機関以外との交流機会が少なくなる可能性の高い 市長同意による医療保護入院者。

## 養成研修・任命

- ・ 原則、札幌市において実施
- ・ 入院者訪問支援員養成研修の開催
- ・ 訪問支援員の任命



## 訪問活動

### 委託

#### 【訪問支援員】

要件：自治体開催の研修受講

#### 【主な活動】

- ・ 2名1組で入院者と面会。
- ・ 生活に関する相談や必要な各種情報提供（適宜、ピアサポーターの紹介等）



訪問支援員による面会



ピアサポーターによる支援

活動状況の報告

訪問支援員の活動等に反映

## 会議の運営

### 推進会議（年2回程度）

事業の進め方の見直し等を検討

### 実務者会議（年2回程度）

訪問活動の課題等を検討

（参考）既存  
ピアサポーター活用事業

### 委託

#### 【ピアサポーター】

障がい経験のある支援者  
（養成研修の受講等の要件）

#### 【主な活動】

- ・ 退院に向けた各種支援  
…入院者との面談、  
外出への同行等

# 受託事業者

## 「医療法人社団 五風会」

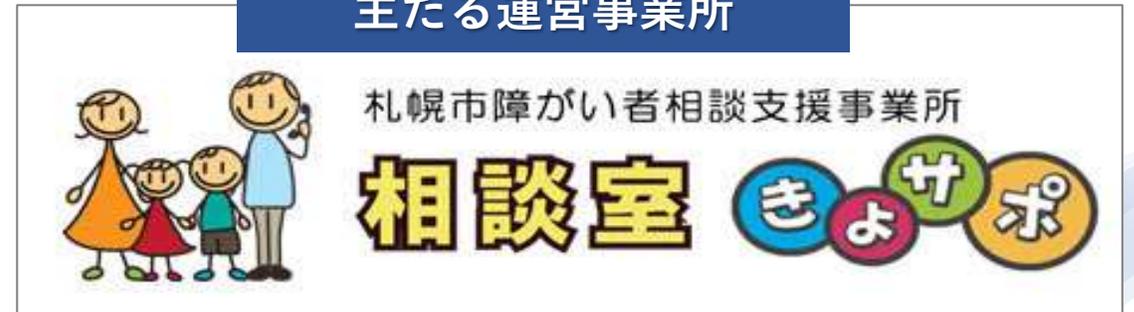
(理事長：森 一也 (精神保健指定医) / 札幌市清田区真栄319)

### 【主な運営事業】

- ・ 障がい者相談支援事業所
- ・ 精神科病院
- ・ メンタルクリニック
- ・ 訪問看護事業所
- ・ グループホーム
- ・ 就労継続支援B型事業所
- ・ 高齢者支援複合施設

・・・など

### 入院者訪問支援事業の 主たる運営事業所



↑ バックアップ! ↑



# 入院者訪問支援員養成研修

## 演習分 開催概要

【開催日】：R6.5.15（水）

【修了者】：16名（受託事業者の職員（ピアスタッフ1名含む））

【備考】：R5年度中に本市職員2名が国開催の入院者訪問支援員養成研修を受講。

※ 講義分は国の配信動画を活用。



## 演習分プログラム

内 容	
	【事務局説明】札幌市入院者訪問支援事業について
	【グループワーク演習①】入院者訪問支援員の役割に関する考え方
	【グループワーク演習②】訪問支援員と患者の出会いの場面（初回面談）
	休 憩
	当事者の体験共有
	休 憩
	【グループワーク演習③】実際の相談場面～傾聴と支援員の役割
	振り返り
	事務連絡

# 訪問支援活動（先行実施について） ①

## 概要

### 【現 状】

令和6年6月より、一部の病院にて、訪問支援先行（試行）実施を開始。



### 【背景・目的】

- ✓ 管内の精神科病院数が多く、いきなり全病院を対象に開始すると混乱を招く可能性が高い。
- ✓ 先行（試行）実施を行い、対象者及び病院側への意見聴取を通して課題等の精査を図る必要がある。
- ✓ 2回目の面会を希望する方の状況などニーズ量を概算把握したうえで、対象病院を拡大した際の対象者設定を検討する必要がある。

### 【先行実施の対象医療機関】

病院名	住 所
さっぽろ香雪病院	清田区真栄319
旭 山 病 院	中央区双子山4丁目3-33
五 稜 会 病 院	北区篠路9条6丁目2-3
と き わ 病 院	南区常盤3条1丁目6-1

# 訪問支援活動（先行実施について）②

## 対象者

- 原則、札幌市長同意による医療保護入院者。また、札幌市・受託事業・先行実施病院にて協議したうえ、趣旨に合った方（外部との交流機会が少ない長期入院者等）も対象とする。
- ただし、対象者への配慮の観点から以下の場合を除く。

① 意思疎通困難など病状から面会しない方がよい方／② 面会交流を拒否している方



## 面会交流の基本ルール

- ✓ 面会交流日時は対象者や先行実施病院の希望を聞いて調整。
- ✓ 対象者の病状等から配慮が必要な場合は、訪問支援員2名の属性的組み合わせを考慮。
- ✓ 面会交流の上限時間は30分程度。
- ✓ 次回の約束は訪問時に行わず、希望があれば、まずは病院の相談員等に伝えていただく。

# 訪問支援活動（先行実施について）③

## 訪問支援活動（先行実施）の流れ

### 【先行実施病院】

- ・ 適宜、「説明用チラシ」を活用し、前述の対象者に説明及び意向確認。
- ・ 事業活用する対象者より、可能なかぎり「同意書」を受領。
- ・ 札幌市あてに「対象候補者一覧」を提出。

### 【札幌市・受託事業者】

面会交流の実施対象者を決定。

### 【札幌市】

「対象者一覧」を病院へ送付。

### 【受託事業者・先行実施病院】

病院と日程調整して、面会交流を実施。

### 【札幌市・受託事業者】

病院職員及び対象者へ意見聴取を実施。

## 説明用チラシ

**訪問支援員による面会交流のご案内**  
～札幌市入院者訪問支援事業～

こんなお気持ちありませんか？

病院の職員さん以外の人とお話したいな

これからのことが不安  
退院後が不安

入院中の生活について話を聞いてほしい

などなど・・・

ぜひ入院者訪問支援事業を活用ください

**入院者訪問支援事業とは？**

外部の支援員2名が病院に訪問し、ご本人の体験や気持ちを聞かせていただきます。また、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な情報提供を行います。

**訪問までの流れ**

①病院の相談員さんへ  
利用希望の申出  
病院の相談員さんへ支援員とお話したいことを伝えてください。

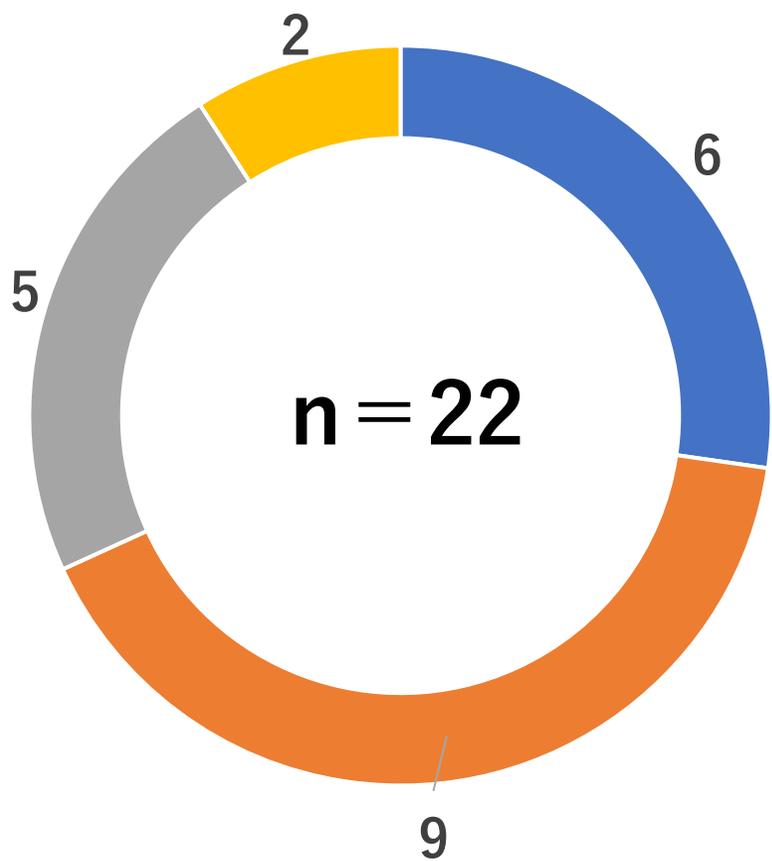
②日程調整  
ご本人の希望を踏まえ入院先とも調整の上、訪問日を決定いたします。

③訪問  
支援員が入院先にお伺いいたしますのでお話を聞かせてください。

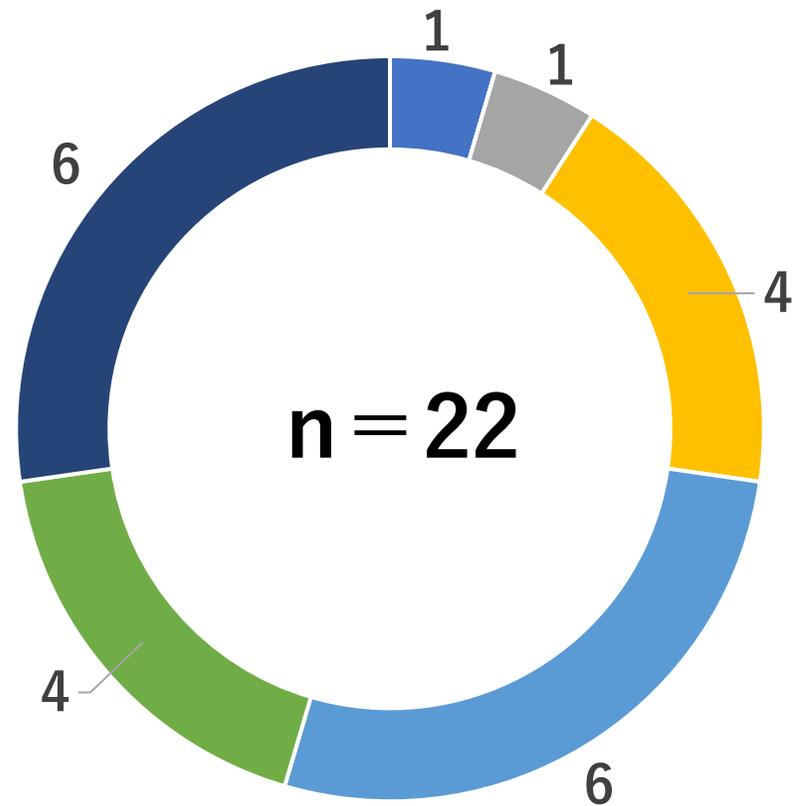
【札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課】

# 訪問支援活動（先行実施）の実績①（R6. 8月末時点）

## 面会交流実施患者の病院別内訳数



## 面会交流実施患者の年齢別内訳数

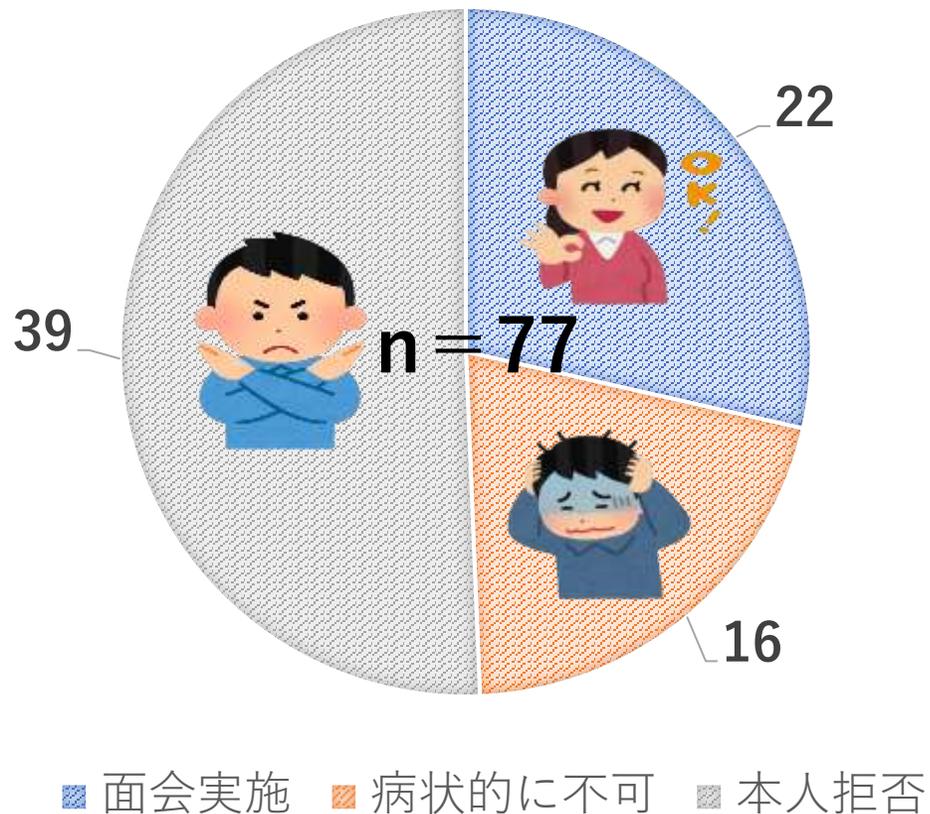


■ さっぽろ香雪病院 ■ 旭山病院 ■ 五稜会病院 ■ ときわ病院

■ 10代 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代 ■ 60代 ■ 70代以上

# 訪問支援活動（先行実施）の実績②（R6. 8月末時点）

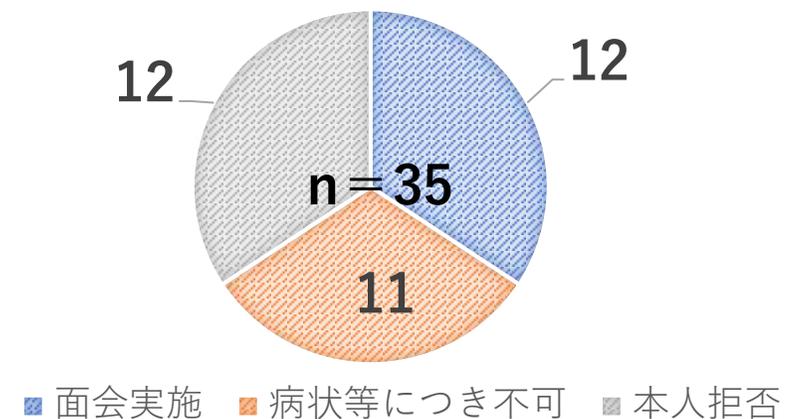
## 対象候補者数の面会実施状況別内訳



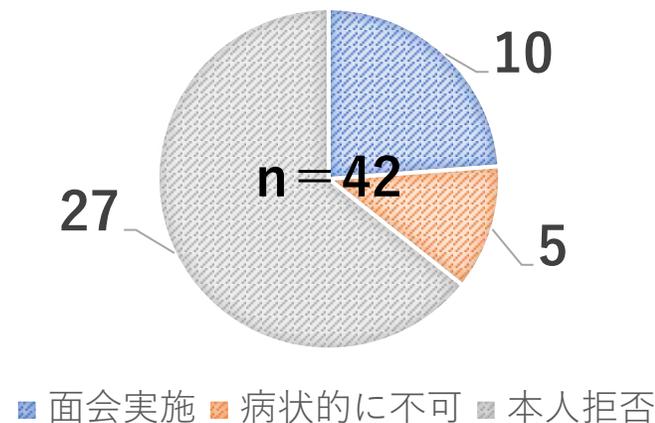
✓ 面会の実施率：28.6%

✓ 面会の実施希望率：36.1%

## （うち、市長同意の入院者数）



## （うち、市長同意以外の入院者数）



# 会議体の運営

## 実務者会議

- 【趣 旨】：個別支援のあり方や課題等について、本事業の円滑な推進等を図ることを目的に、訪問支援員や精神科病院の関係者等が協議する。
- 【回 数】：年2回程度開催（想定）
- 【構 成】：札幌市・受託業者・各先行実施病院の相談員（ソーシャルワーカー）
- 【経 過】：R6.8.28（水）に第1回目を開催

## 推進会議

- 【趣 旨】：事業の実施内容の検討や見直し等を行い、病院管理者など関係者との合意形成等を図る。
- 【回 数】：年2回程度（想定）
- 【構 成】：下表のとおり
- 【経 過】：R6.9.02（月）に第1回目を開催

- ① 札幌市精神障がい者回復者連合会
- ② 札幌市精神障がい者家族会連合会
- ③ 北海道精神科病院協会
- ④ 北海道精神保健福祉士協会
- ⑤ 札幌弁護士会
- ⑥ 札幌市精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム検討会
- ⑦ 札幌市精神保健福祉センター



# 会議体での協議結果①

## 主な意見①：事業の効果など

- 面会交流後、満足気な様子の方もいるなど**孤立感の解消に一定の効果**があると感じる。
- 事業を利用（外部の方と交流）することで、**長期入院者が外部（地域）を意識する契機**になるのではないか。
- 病院にとっても、風通しや**権利擁護に対する意識向上などの効果**があると感じる。

今後、まずは対象患者及び市内精神科病院の職員に、この事業に触れてもらうことが重要。

## 主な意見②（改善点など）

### ① 対象者への事業周知

- ・ 利用勧奨しても身構えてしまう方もいる。メリット感が伝わるように案内チラシを改正した方がよい。
- ・ 事業の説明（案内）役として想定される各精神科病院の相談員等が、この事業を十分に理解していることが重要。
- ・ 利用を拒否または病状から利用困難とされた方について、意向等が変わる可能性があるため、一定期間経過後、再度案内した方がよい。

### ② 面会交流の継続利用の促進

- ・ 面会交流時、訪問支援員が能動的に次回の面会交流を案内した方が継続利用に繋がりやすいと考えられる。

### ③ ニーズ量の精査が難しい

- ・ 面会交流を希望しそうに見えても拒否する方もいる。
- ・ 法改正により、市長同意の入院者が増えてくる可能性あり。

# 各会議体での協議結果②

## 今後の方針（対応策）

### ① 市内精神科病院の実務者向け説明会を開催

- ✓ 市内精神科病院の相談員（ソーシャルワーカー）など実務者向けに、当該事業の内容等を説明及び先行実施の状況等を共有。

### ② 面会交流における基本ルールの一部見直しなど

- ✓ 訪問支援員が次回の面会交流を直接案内することで継続利用を勧奨。
- ✓ また、訪問支援員へのスキルアップ等を趣旨として「訪問支援員フォローアップ研修」を実施。

### ③ 段階的に対象者拡大を検討

- ✓ まずは札幌市長同意の対象者に限定して実施。
- ✓ R6.9月以降、順次、市内の全市長同意入院者に事業の案内及び（拒否されない方との）面会交流を実施し、ニーズ量の精査を行ったうえで対象者の拡大を検討。

### ④ アンケート調査等を実施

- ✓ 面会交流の実施患者及び精神科病院向けにアンケート等を実施。各々の視点から見た事業の課題と対応策の精査を把握したうえで、次年度以降における改善点を精査。

# スケジュール（想定）

	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3
<b>訪問支援活動</b> 			<b>【先行病院のみ】</b> 訪問支援活動			<b>【対象病院拡大】</b> 訪問支援活動						
							実務者向け 説明会					
<b>研修関係</b> 		訪問支援支援員 養成研修				訪問支援支援員 養成研修	訪問支援員フォロー アップ研修					
<b>会議体運営</b> 					実務者会議 ・推進会議	精神保健 福祉審議会			実務者会議 ・推進会議			精神保健 福祉審議会

# さっぽろ障がい者プラン2024概要

## 1 計画の策定にあたって

### 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画(児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画を含む。)、障害者文化芸術推進法第8条第1項に基づく地方公共団体障害者文化芸術活動推進計画、読書バリアフリー法第8条第1項に基づく地方公共団体読書バリアフリー推進計画を一体的に策定した計画であり、本市における障がい者施策全般に関する基本的な計画として位置付けられる。

さっぽろ障がい者プラン2018(2018年度~2023年度)の計画期間が終了することから、引き続き市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、さっぽろ障がい者プラン2024を策定する。

### 計画期間

本計画の期間は2024年度から2029年度までの6年間とする。ただし、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「札幌市障がい福祉計画(第7期)」「札幌市障がい児福祉計画(第3期)」に関する部分については、2026年度までを計画期間とし、計画の目標やサービス見込み量等を設定する。



### 他計画との関係

本計画は、札幌市のまちづくりの指針である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画に位置付けられるとともに、関連計画との整合性をもちつつ、SDGsの視点も意識したものとす。



**新計画策定の視点**

- ◎ユニバーサル(共生社会)実現に向けたバックカスティング思考
- ◎訴求対象を一般市民に拡大したインクルージョン思考
- ◎自己実現や生きがいも重視したウェルビーイング思考

→ **新たな価値を提示し、未来を変える計画ヘシフト**

## 2 障がい福祉を取り巻く現状

### トピック1 国の動向~主な新法制定や法改正等

新法制定	制定の趣旨
障害者文化芸術活動推進法	障がいのある方による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進
読書バリアフリー法	障がいの有無にかかわらず、等しく読書を通じて文字・活字文化を享受できる社会の実現
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	障がいのある方による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進
医療的ケア児支援法	医療的ケア児及びその家族に対する支援の推進
法改正等	改正の趣旨
障害者差別解消法	事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供の法的義務化など
精神保健福祉法	「入院者訪問支援事業」の創設など

### トピック2 ファクトから見た札幌市の現状



## 3 2022年度札幌市障がい児者実態等調査(抜粋)

1 バリアフリー関係	2 市民理解関係
官公庁施設や医療施設、スーパーマーケットにおけるバリアフリー化のニーズが高い	障がいのある方に対する市民の理解度は深まっているとは言えない
3 災害時避難関係	4 人権擁護関係
避難場所で必要な支援を受けられるか不安に感じている方が最も多い	およそ半数近い障がい児に差別経験がある

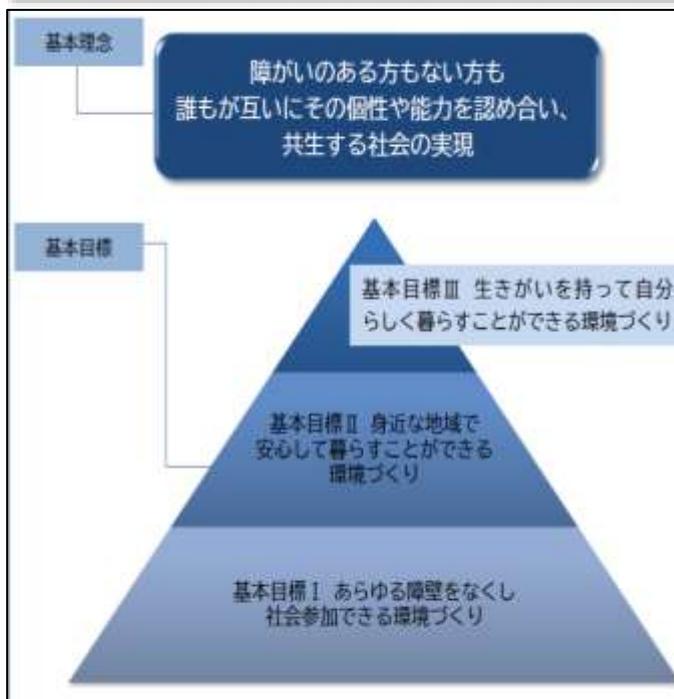
## 4 現計画の成果目標と進捗状況

【評価の考え方 ◎:目標達成確実 ○:目標達成の見込み △:目標未達の見込み】

成果目標	当初値(2019)	目標値(2023)	実績値(2022)	評価
<b>成果目標1 入所施設の入所者の地域生活への移行</b>				
施設入所者の地域生活への移行者数 ※実績値は2021	2,009人(入所者数)	60人(移行者数)	36人(移行者数)	○
施設入所者数の減少	2,009人(入所者数)	▲110人	▲89人	○
<b>成果目標2 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実</b>				
1か所以上の地域生活支援拠点等の確保	—	確保	確保	◎
年1回以上の運用状況の検証	—	検証	検証	◎
<b>成果目標3 福祉施設から一般就労への移行</b>				
就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数	621人	680人(移行者数)	638人(移行者数)	○
→ 就労移行支援事業の利用者の一般就労への移行者数	424人	430人(移行者数)	405人(移行者数)	△
→ 就労継続支援A型利用者の一般就労への移行者数	87人	100人(移行者数)	107人(移行者数)	◎
→ 就労継続支援B型利用者の一般就労への移行者数	110人	150人(移行者数)	126人(移行者数)	○
就労定着支援事業の利用者数(利用割合)	—	70%(利用割合)	41.2%(利用割合)	△
<b>成果目標4 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援</b>				
コーディネート機能の構築	—	構築	構築中	○
<b>成果目標5 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組の推進</b>				
実施体制の確保	—	確保	推進中	○
事業所支援の取組の推進	—	推進	推進中	○
<b>成果目標6 障がいのある方に対する理解促進</b>				
障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちであると思われ障がいのある方の割合	48.4%	60%	47.1%	△
障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思われ保護者の割合	35.4%	60%	31.2%	△

**総括** 障がいのある方が、安心して一般就労を含む地域生活を送るためには、障害福祉サービス等のさらなる質の向上のほか、より一層の障がいのある方に対する理解促進などが必要

## 5 計画の体系(基本理念・基本目標・重要課題)



- 重要課題 1** バリアフリー環境の整備と心のバリアフリーの普及啓発
- ◆共生社会の実現に資する取組である「移動しやすい環境の整備」として、公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化のほか、多くの市民が「心のバリアフリー」について理解できるような取組を進め、日常生活を始めとして様々な場面における障壁や困難を解消し、誰もが他者とつながり、交流できる環境を整えていくことが必要
- 重要課題 2** 感染症拡大や災害発生時なども見据えた孤独・孤立対策
- ◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大は国民生活に様々な影響を及ぼしており、地震・台風等の災害発生時も含め、特に障がいのある方など配慮を要する方々への支援が必要
- ◆人口減少や少子高齢化、核家族化といった社会環境の変化や地域社会における人と人とのつながりの希薄化、老々介護やダブルケアなど、家族介護を取り巻く課題が多様化している中、ケアラー・ヤングケアラーや孤独・孤立の問題が顕在化しており、こうした方々に対する支援が求められている。
- 重要課題 3** 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現
- ◆全ての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるとする障害者基本法の理念に則り、障がいのある方の権利擁護として、事業者に対して合理的配慮の提供を義務付けた改正障害者差別解消法の理解促進や障がいのある方への虐待防止の取組、障がいのある子どもの支援を進めることが必要

# さっぽろ障がい者プラン2024概要（案）

## 6 施策体系（札幌市障がい者計画等）

基本理念	基本目標	基本施策	施策の柱	主な取組【◎：成果目標毎に重点取組を設定（数字は関連する成果目標の番号）】		
障がいのある方もない方も誰もが互いにその個性や能力を認め合い、共生する社会の実現	I あらゆる障壁をなくし社会参加できる環境づくり	1 差別の解消・権利擁護の推進・虐待の防止	① 障がい理由とする差別解消 ② 合理的配慮の提供 など 重要課題2・3	改正障害者差別解消法の周知啓発	障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針改訂版の周知啓発	共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領改訂版の理解促進
		2 バリアフリー環境の整備	① 建築物のバリアフリー ② 移動のバリアフリー など 重要課題1・3	障がい者あんしん相談運営事業	成年後見制度利用支援事業	障がい者虐待防止対策等の推進
		3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実	① 障がい特性に応じたコミュニケーション支援 ② 障がいに配慮した市政情報の提供 など 重要課題2・3	民間公共施設バリアフリー補助事業	公共施設バリアフリー化促進事業	公園トイレユニバーサルデザイン化事業
		4 障がい等の理解促進	① 普及啓発、福祉教育の推進 ② 社会貢献活動への支援 など 重要課題1・3	学校施設バリアフリー化整備事業	ユニバーサルデザインタクシー導入費補助事業	地下鉄車両とホームの段差隙間縮小に向けたホーム改良事業
	II 身近な地域で安心して暮らすことができる環境づくり	5 自立・相談の支援	① ニーズに対応した支援体制 ② 障害福祉サービス提供基盤の整備 など 重要課題2・3	手話が言語であることについての普及啓発	コミュニケーション支援者の確保及び養成	子どもの補聴器購入費等助成事業の拡充
		6 保健・医療の推進	① 障がいの原因となる疾病予防 ② 難病に関する施策の推進 など 重要課題2・3	カラーユニバーサルデザインの推進	障がいに配慮したSNSによる市政情報の発信	住民票のオンライン申請（請求）
		7 安全・安心の実現	① 災害時等の要配慮者対応 ② 地域における見守り活動 など 重要課題2・3	心のバリアフリー研修の実施 ◎成果目標6	心のバリアフリーガイドの配布	「人間尊重の教育」推進事業
	III 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり	8 療育・教育の充実	① 療育の充実 ② 学校教育の充実 など 重要課題1・3	親子でユニバーサルを体験する機会の検討	ヘルプマークやヘルプカードの普及啓発 ◎成果目標2	ユニバーサル推進事業
		9 雇用・就労の促進	① 雇用機会の拡充 ② 一般就労の推進 など 重要課題1・3	地域移行支援・地域定着支援 ◎成果目標1	ひきこもりや8050等の孤独・孤立問題への対応に向けた支援機関の連携強化	事業所の質の向上 ◎成果目標5
		10 文化芸術・スポーツの振興	① 文化芸術活動の推進 ② 障がい者スポーツの振興 など 重要課題1・3	ヤングケアラー支援の推進	障がい福祉人材確保・定着サポート事業の実施	複合的な課題を抱えた市民に対する支援体制の構築
			赤ちゃんの耳のきこえ支援事業	第2次札幌市生涯歯科口腔保健推進計画の推進	感染症に強いまちづくり推進事業	
			重度心身障がい者医療費助成	自殺総合対策推進事業	難病相談支援センター事業	
			災害対策用品購入費助成事業	福祉避難所の運営体制強化	誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート事業の推進	
			個別避難計画の作成の推進 ◎成果目標4	避難所の環境整備の推進	ひきこもり対策推進事業	
			札幌市医療的ケア児支援検討会における成人期への移行に係る検討	医療的ケア児レスパイト事業	児童発達支援センターの機能充実	
			私立保育所の看護師配置への補助	放課後児童クラブへの看護師配置	医療的ケア児への支援体制の確保（必要に応じた学校への看護師配置）	
			重度障がい者等就労支援事業 ◎成果目標3	障がい者の就労・雇用に対する理解促進（障がい者元気ヘルプアップ事業）	就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）	
			障がい者DXリスクリソング事業	発注機会の拡充、受注調整支援（元気ジョブアウトリーチセンター運営事業）	障がい者施設等からの優先調達推進	
			障がい者に向けた音楽ワークショップやコンサート等のイベントの実施	札幌国際芸術祭等における取組	カラフルブレインアートフェス	
			特別な支援を要する子どもの読書環境の充実	障がい者スポーツに利用可能な学校開放の推進	障がい者スポーツセンターの設置検討	

## 7 成果目標（札幌市障がい福祉計画・札幌市障がい児福祉計画）

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る国の基本指針のほか、本市現行計画における実績等を勘案して成果目標を設定

成果目標	目標値(2026年度)
成果目標1 入所施設の入所者の地域生活への移行	80人（2022年度末1,920人の4.2%）以上
施設入所者の地域生活への移行者数	80人（2022年度末1,920人の4.2%）以上
施設入所者数の減少	113人（2022年度末1,920人の5.9%）以上
成果目標2 地域生活支援の充実	目標値(2026年度)
地域生活支援拠点等の検証と効果的な支援体制の構築	地域生活支援拠点等について、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討し、効果的な支援体制を構築
強度行動障がいに関する支援ニーズの把握と支援体制の整理	強度行動障がい有する者の支援ニーズの把握と支援体制の整理
成果目標3 福祉施設から一般就労への移行等	目標値(2026年度)
就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数	福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数：2021年度の移行実績の1.15倍（704人）【就労移行支援事業：1.07倍（417人）、就労継続支援A型：1.09倍（100人）、就労継続支援B型：1.41倍（187人）】 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上
就労定着支援事業の利用者数	就労定着支援事業の利用者数：2021年度末実績の1.41倍以上
成果目標4 障がい児支援の提供体制の整備等	目標値(2026年度)
医療的ケア児への支援	医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等やその保護者に対する支援の取組を推進
障害児入所施設からの円滑な移行調整	入所児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、必要に応じて、移行調整に係る協議の場を設置
成果目標5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	目標値(2026年度)
成果目標6 障がいのある方に対する理解促進	目標値(2026年度)
心のバリアフリーを理解している方の割合	50.0%（2022年度：26.6%）

## 8 障害福祉サービス等の種類毎のサービス量見込み

成果目標同様、国の基本指針のほか、本市現行計画における実績等を勘案してサービス量見込みを設定（主なサービスを概括抜粋）

サービス種別	単位	2024年度	2025年度	2026年度
訪問系サービス 〔居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護〕 〔重度障がい者等包括支援〕	利用人数（人／月）	6,562	6,745	6,929
	利用時間数（時間／月）	270,694	284,441	298,704
日中活動系サービス 〔生活介護、自立訓練、就労移行・継続・定着支援〕 〔療養介護、短期入所〕	利用人数（人／月）	22,071	23,144	24,218
	利用日数（人日／月）	409,418	434,441	458,266
居住系サービス 〔自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援〕	利用人数（人／月）	7,756	8,262	8,768
相談支援系サービス 〔計画相談支援〕	利用人数（人／月）	13,298	13,930	14,721
障がい児支援サービス 〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕 〔保育所等訪問支援、障がい児相談支援〕	利用児童数（人／月）	19,398	20,396	21,256
	利用日数（人日／月）	185,009	190,329	192,808

## 9 計画の策定及び推進体制

**札幌市障がい者施策推進審議会**

- 障害者基本法の規定に基づき、札幌市の障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進につき調査審議する附属機関として、札幌市障がい者施策推進審議会条例により、札幌市障がい者施策推進審議会を設置している。
- 本計画の策定にあたっては、多様な立場の方に計画案作成に関わっていただくため、札幌市障がい者施策推進審議会の下に計画検討部会を設置、札幌市自立支援協議会や札幌市精神保健福祉審議会などの附属機関等の会議や障がい当事者団体の方に御参加いただき、地域の実情や課題等も踏まえた審議を行った。
- 本計画の運用にあたっては、「PDCAサイクル」を導入して、成果目標やサービス量見込みのほか、「障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちである」という障がいのある方の割合」などの実績値等、毎年度の進捗状況を取りまとめ、その結果を札幌市障がい者施策推進審議会のほか、札幌市自立支援協議会や札幌市精神保健福祉審議会などの関係附属機関に報告し、評価を行った上で、市民に公表するなど、引き続き、障がい当事者の声を把握し、対応していきます。

## 令和5年度 札幌市自殺総合対策事業について

精神保健福祉センター

## 1 電話相談事業

## (1) 心の健康づくり電話相談（通年）

（単位：件）

		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
平日日中	男性	2,080	2,123	1,904	1,703	2,036
	女性	4,966	5,348	5,608	6,394	5,875
	計	7,046	7,471	7,512	8,097	7,911
	うち自殺関連	169	202	298	211	163
夜間休日	男性	895	1,088	1,196	876	1,110
	女性	2,615	2,794	3,050	3,161	2,844
	計	3,510	3,882	4,246	4,037	3,954
	うち自殺関連	64	88	89	51	99

## 2 相談業務担当及び専門職等に対する人材養成

## (1) 市職員向け研修

## ① ゲートキーパーに関する研修への講師派遣

名称等	開催日	参加者数
新任面接員研修 （保健福祉局保護自立支援課）	4月4日	14名
収納係新任職員研修 （保健福祉局保険企画課）	4月21日	22名
納税システム新任職員研修 （財政局納税指導課）	4月26日	33名
保健福祉課新任職員基礎研修 （保健福祉局総務課）	6月 資料提供	150名
新任ケースワーカー研修 （保健福祉局保護自立支援課）	9月 動画配信	155名

## ② ゲートキーパーに関する研修（主催）

名称等	開催日	参加者数
精神保健福祉相談員研修（基礎研修）	4月25日 26日	6名
精神保健福祉関係職員転入者研修	7月28日 ～8月28日	46名

(2) 教職員向け研修

名称等	開催日	参加者数
子ども理解に関わる研修会 (教育委員会教職員育成担当課)	動画配信	370名
札幌市教育センター研修講師派遣	資料提供	299名

(3) 専門職向け研修

名称等	開催日	参加者数
助産師・保健師スキルアップセミナー (主催：札幌医科大学)	8月5日 ハイブリッド開催	75名
かかりつけ医等うつ病対応力向上研修 (北海道・北海道医師会と共催)	9月9日	102名
自死遺族支援研修会	3月8日 ハイブリッド開催	64名

(4) その他研修

名称等	開催日	参加者数
市社協 訪問指導員研修会	12月14日	15名
社会福祉主事実習生講義	12月15日	24名
池上学園ゲートキーパー研修会	6月7日 WEB配信	60名

### 3 市民向け研修及び地域の団体等の連携

(1) ゲートキーパー研修

名称等	開催日	参加者数
札幌市ゲートキーパー研修会基礎研修	11月27日 28日	159名
札幌市ゲートキーパー研修会スキルアップ研修	1月22日 29日	51名
自殺対策に係る民間団体の相談員に対する研修 (電話相談員研修)	6月11日 11月2日	13名

(2) 講師派遣

名称等	開催日	参加者数
北星学園大学社会福祉学部福祉臨床学科	7月28日 WEB配信	17名
青少年育成委員会会議	8月24日 資料提供	10名
北区保護司会	9月15日	33名
自殺予防団体-SPhyMD-	9月19日	20名
東区栄西連合町内会(福祉部)	11月7日	47名

東区主任児童委員連絡会	11月8日	17名
ライオンズクラブ国際協会 331-A 地区	3月21日	54名

(3) その他

名称等	開催日	参加者数
お酒と健康について考える家族セミナー (札幌連合断酒会と連携)	8月7日 10月2日 ハイブリッド開催	24名
暮らしとこころの相談会 (札幌弁護士会と共催)	9月14日	4名
	3月11日	6名
ギャンブル等でお困りの家族セミナー	12月14日 ハイブリッド開催	28名

#### 4 自殺総合対策普及啓発事業

- (1) 自殺予防週間（9/10～16）及び自殺対策強化月間（3月）の啓発ポスター掲出等
- (2) Web リスティング広告（Yahoo!・Google キーワード検索により市 HP 相談窓口へのリンク）（9/10～9/16、3/12～3/25）

●Web リスティング広告



#### 5 若年者向け自殺対策

- (1) 中・高校生向けゲートキーパー啓発冊子の普及啓発
  - ① 特設の Web ページを作成し、マンガを公開し、URL 及び二次元バーコードを市内の新中学 1 年生へ配付（119 校、16,780 部）
  - ② タブレット端末未導入の学校に対しては、上記のほか従来どおり冊子も配布（17 校 620 部）
- (2) Web サイト札幌こころのナビによる普及啓発  
令和 5 年度サイト訪問数 19,194 回  
【参考】令和 4 年度サイト訪問数 37,790 回

※R5年7月1日に Google のサイト訪問数（セッション数）の集計方法が変更になったため、昨年度以降との単純な比較ができない。

(3) 公式X（旧 Twitter）による普及啓発

- ① フォロワー数 852 人
- ② ポスト 99 件
- ③ 主なポスト内容  
イベント周知、相談先紹介

●マンガ冊子



●Web サイト「札幌こころのナビ」



●札幌こころのセンター公式 X（旧 Twitter）



## 6 札幌市自殺総合対策連絡会議の開催等

### (1) 札幌市自殺総合対策連絡会議について

令和5年度については、次期計画策定に向けた取組を実施

#### ① 作業シートによる意見の聴取

国の定める自殺総合対策大綱における13の重点事項に関する意見をすべての構成機関から聴取

#### ② 連絡会議の構成機関・団体や有識者等によるヒアリング

5つのテーマ（「遺された人への支援を充実する」「女性の自殺対策を更に推進する」「関係団体との連携強化」「自殺未遂者支援の充実」「子ども・若者の自殺対策」）についてのヒアリングを実施

#### ③ 第1回連絡会議

・開催日：令和5年10月18日～30日（書面開催）

・議題：ア 札幌市自殺総合対策行動計画2024（素案）への意見等について

イ 札幌市自殺総合対策行動計画2024（概要版）への意見等について

#### ④ 第2回連絡会議

・開催日：令和6年3月11日

・報告：ア 札幌市の自殺の状況

イ 札幌市自殺総合対策2019進捗状況について

ウ 各部会の活動について

エ 札幌市自殺総合対策2024策定について

・議題：ア 来年度以降の連絡会議の活動方針について

### (2) 学生メンタルヘルス支援部会について

・構成機関：札幌医科大学、藤女子大学、札幌市立大学、北海道教育大学

・第1回部会：令和6年2月29日

これまでの取組の振り返りを行いつつ、来年度以降の方向性について意見交換を実施。積み上げてきた事例検討の結果を活用した研修会の開催を検討。

### (3) 自殺未遂者支援部会について

・構成機関：札幌医科大学、北海道医療センター、市立札幌病院

・第1回部会：令和5年10月2日

「救急患者精神科継続支援料」事例データの令和4年度実績を集約。その結果を共有しつつ、今後の課題（「介入率向上に向けて」「救急医療部門と精神科との連携体制」「救急患者精神科継続支援算定病院の拡大と部会活動拡大に向けて」など）について検討を実施。